



災害支援ナースの登録について

☆ 登録要件

登録できる者は次の要件を満たす者であること。

1. 本協会の会員であること
2. 実務経験年数が5年以上であること
3. 所属施設がある場合には、所属長の承諾があること
4. インターネット配信研修『災害支援ナースの第一歩～災害看護の基本的知識～』を受講していること

☆ 登録条件

災害支援ナースとして登録する際には、次の条件を満たすことが望ましい。

1. 定期的(年1回程度)に本協会で開催する災害看護研修を受講すること
2. 災害看護支援活動も補償の対象に含まれる日本看護協会賠償責任保険制度に加入していること
3. 帰還後に本協会が主催する報告会・交流会への参加が可能であること

☆ 災害支援ナースの登録方法

登録希望者は「災害支援ナース登録票」に必要事項を記載の上、所属長の承認(個人会員は不要)を得て応募する。その際、顔写真を添付するか、メールで送信すること。

☆ 登録有効期間

登録月から3年間、ただし、3年目の年度末までとする。

☆ 登録証の交付

登録者には、支援活動時の身分証明書として活用するために、登録証を交付する。

☆ 登録更新

登録抹消の申し出がない場合は自動的に更新する。